

第 1 9 2 1 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 3 年 1 2 月 2 3 日 (木) 午前 1 0 時 開 会  
午前 1 0 時 3 8 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者、遠 藤 委 員、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、萩 原 副 教 育 長、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、加 藤 教 育 政 策 課 長、鎌 田 高 校 教 育 指 導 課 長  
栗 原 書 記 長、原 口 書 記、星 野 書 記、森 山 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
  - 高 田 教 育 長 が、伊 倉 委 員 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 議 事
- 第 8 9 号 議 案 第 3 期 埼 玉 県 教 育 振 興 基 本 計 画 の 変 更 に つ い て 上 程  
加 藤 教 育 政 策 課 長 (提 案 理 由、変 更 の 理 由、変 更 の 内 容 に つ い て 説 明)
- 伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者 変 更 に つ い て 問 題 は な い と 思 い ま す が、半 数 以 上 の 小 ・ 中 学 校 が コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ス ク ー ル を 置 く 中 で、今 後 は 設 置 を 推 進 す る と と も に 質 に つ い て も 県 か ら 指 導 を し て ほ し い と 思 い ま す。地 元 の 中 学 校 の 学 校 運 営 協 議 会 で は、実 際 に 協 議 さ れ て い る 中 身 は、校 長 先 生 が 変 わ る と 協 議 内 容 が 変 わ っ て し ま い、継 続 的 に 話 し 合 う 体 制 が で き て い ま せ ん で し た。そ う い っ た こ と か ら コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ス ク ー ル を 生 か し て い く た め に、協 議 内 容 に つ い て 情 報 提 供 し た り、例 え ば 議 事 内 容 を 統 一 化 す る な ど 県 か ら 提 案 し て ほ し い と 思 い ま す。学 校 だ け に 委 ね て し ま う と 雑 談 で 終 わ っ て い る 場 合 も 見 受 け ら れ ま す。そ の た め、現 状 は 環 境 が 整 い つ つ あ り ま す の で、今 後 は コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ス ク ー ル の 活

動内容について、市町村の小・中学校に県から指導をお願いしたいと思います。

遠藤委員 コミュニティ・スクールは、学校を余り知らない一般の地域の人が参加した場合、学校とうまく連携できるかという課題があります。そして質の高い学校教育環境を充実させるためには、子供たちをどのようにコミュニティ・スクールの構想に入れていくかが重要だと考えます。学校運営に生徒の意見を反映することは大事だと思いますが、現状は充分になされておらず、コミュニティ・スクール構想と子供たちの意見は離れていると感じます。今後は、コミュニティ・スクールに子供たちの意見が反映される仕組みが必要だと思います。また、アメリカの大学院では70年代からコミュニティ・スクールについて教えているが、日本が導入する段階のときには、アメリカとはまた違った形で行われているので、時代に合わせた更新が必要だと思います。

高田教育長 コミュニティ・スクールは順調に数が増えておりますが、伊倉委員からは、数の拡大も重要ですが、質の充実も併せて進めることが重要との御指摘をいただきました。また、遠藤委員からは、コミュニティ・スクールは、子供たちの意見が忘れられていないか、子供たちの声が反映されるような学校運営の工夫が必要だとの御意見をいただきました。それらを含めて今後もコミュニティ・スクールの推進していきたいと考えております。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第90号議案 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について 上程

栗原教育総務部副部長兼総務課長（提案理由、現行訓令の内容、改正の内容、施行期日について説明）

高田教育長 今回の改正について、具体例があれば教えてください。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 我々が想定しているケースは、同居家族の介護など特定の時間に薬の投与や食事の世話がが必要な場合、現行の制度のままであれば休暇を申請する必要があります。今回改正することにより、従来の休憩時間に加えて介護をする時間を休憩時間とすることが可能となり、その代わりに勤

務時間に後ろに伸ばすこととなります。また、保育所等の送り迎えなども勤務時間から休憩時間とすることができ、現在よりも多くの職員がテレワークを活用できると考えています。

高田教育長 休憩時間は、通常 12 時から 13 時までですが、例えば、通常の休憩時間に加えて、介護の時間を 13 時から 14 時まで休憩時間として設定することができます。その代わりに、通常の勤務時間である 17 時 15 分から勤務時間が延び 18 時 15 分まで勤務することとなります。

石川委員 親の介護のために離職するケースもあると聞いているので、親の介護が必要な職員に対しては、素晴らしい制度であると思います。今回の改正で県立学校は除かれています。学校の先生は、生徒がいる間は在宅勤務が難しいと思いますが、長期の休みである夏休みなどで生徒がいない場合は、在宅勤務はできたほうが良いと考えますが、今後改正することは考えているのでしょうか。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 学校の教職員は、コロナ感染症の影響による臨時休業時に在宅勤務を可能としておりましたが、通常時は前提となる状況が異なり、学校の教職員はまだ整っていない状況です。そのため、今回の改正は、学校職員を除く形で改正を行いたいと考えております。今後については、学校全体の働き方を見直す際に、学校の教職員についても同様であることが望ましいのではないかと考えます。

坂東委員 県立教育機関とは具体的に何を指しているのでしょうか。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 県立の博物館や図書館を指しており、職員は、教育局の職員の勤務時間と異なり、所属の館長等が勤務時間を定める形になっています。そのため、県立教育機関の職員がテレワークをする際に、より柔軟に運用できるようになります。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

### (3) 報告事項

第 31 回全国産業教育フェア埼玉大会について

鎌田高校教育指導課長（提出理由、目的、大会概要、成果・次年度以降の埼玉県産業教育フェアに向けてについて説明）

戸所委員 私も当日参加させていただきましたが、考えていた以上に素晴らしい大会だと思いました。そして、大会に参加し関わった高校生の皆さんがとても成長したのではないかと感じます。私も社員をどうやって成長させるか、日々考えていますが、社員に様々なことを経験させ、社員が見たり聞いたりする中で刺激や気づきを得てもらうことがとても大事だと思います。当日は、私自身も非常に刺激を受けました。特に株式会社マザーハウス山口絵理子代表取締役の講演は、高校生の皆さんにはいろいろな意味で刺激を受け、今後の人生にプラスになったのではないかと思います。今回オンライン開催で正直なところ不安感じていましたが、システムは問題なくリアルに体験できる大会であり、大成功であったと思います。今年は、埼玉県が主催県でしたが、今後もこの考え方や流れを途切らせないように来年以降引き継いでほしいと思います。

鎌田高校教育指導課長 来年は青森県が開催県になりますが、埼玉県の産業教育フェアは毎年行われており、来年は11月12日、13日ソニックシティで開催しますので、更にいいものにしていきたいと考えております。

(4) 次回委員会の開催予定について

1月13日（木）午前10時